第14号様式
（その１）

収　支　報　告　書

令和　1　年分
（　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）　みちしただいきれんごうこうえんかい

1 政治団体の名称　道下大樹連合後援会

2 主たる事務所の所在地　札幌市中央区南3条西12丁目 北海道教育会館内

3 代表者の氏名　西本　美嗣

4 会計責任者の氏名　丹羽　敏夫

5 事務担当者の氏名　佐藤　まゆみ

（電話）　011-233-2331

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　道下 大樹
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

受付	審査	システム	照合	公表

整理番号　2036

北海道選挙管理委員会事務局
2.4.10 収受
第　　号
（受付印）

受付	審査	システム	照合	公表
済	済	済	済	済

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	*4,503,548*
（前年からの繰越額）	*1,294,548*
（本年の収入額）	*3,209,000*
支　出　総　額	*4,032,453*
翌年への繰越額	*471,095*

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	*1,075,000*
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	291人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	*665,000*	
（うち特定寄附）		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	*0*	
(ウ) 政治団体からの寄附	*1,000,000*	
小　計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	*1,665,000*	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ　政党匿名寄附		
合　計　（ア　＋　イ）	*1,665,000*	

（その３）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
その他の催物事業	*144,000*	懇親会：南区　10/20
〃	*100,000*	〃　：西区　11/9
〃	*225,000*	〃　：中央区　11/23
この頁の小計	*469,000*	
合　　計	*469,000*	

（その７）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	個人からの寄附	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業	備考
丹羽　敏夫	10,000	H31.1.28	札幌市西区八軒6条東4丁目3-15	無職	
横路　民雄	10,000	H31.1.30	札幌市中央区宮の森2条2丁目3-16	弁護士	
〃	10,000	R1.10.25	〃	〃	
小計	20,000				
清水　慧磋志	100,000	H31.3.14	札幌市西区琴似4条5丁目4-1-904	無職	
道下　和正	10,000	R1.10.24	札幌市西区西町北16丁目1-15-1006	無職	
この頁の小計	140,000				
その他の寄附	525,000				
合計	665,000				

（その７）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体からの寄附	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	代表者の氏名	備考
地域総合政策研究会	1,000,000	R1.8.1	札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル内	道下 大樹	
この頁の小計	1,000,000				
その他の寄附	0				
合計	1,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表		
項目	金額	備考
1　**経常経費**		
(1)　人件費	*2,502,225*	
(2)　光熱水費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*168,065*	
(4)　事務所費	*888,147*	
小計	*3,558,437*	
2　**政治活動費**		
(1)　組織活動費	*11,500*	
(2)　選挙関係費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*462,516*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	*0*	
イ　宣伝事業費	*0*	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　その他の事業費	*462,516*	
(4)　調査研究費	*0*	
(5)　寄附・交付金	*0*	
(6)　その他の経費	*0*	
小計	*474,016*	
合計	*4,032,453*	

（その14）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
払込取扱用紙印刷代	*101,979*	H31.3.13	㈱中央広版社	札幌市中央区北6条西28丁目	
プリンター代	*27,507*	R1.9.19	㈱ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1-1	
トナー代	*17,820*	R1.9.30	㈱ティ・エス・エス	札幌市北区北34条西5丁目2-15 ニュートーアビル3F	
コピー用紙代	*10,476*	R1.10.30	北海道学校生活協同組合	札幌市中央区南3条西12丁目	
この頁の小計	*157,782*				
その他の支出	*10,283*				
合計	*168,065*				

（その14）

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
事務所の借料損料	45,000	H31.1.23	一般財団法人北海道教育会館	札幌市中央区南3条西12丁目	
〃	45,000	H31.2.26	〃	〃	
〃	45,000	H31.3.25	〃	〃	
監査料	86,400	H31.4.11	公認会計士・税理士　江本久美	札幌市西区琴似1条3丁目3-12 しなねん琴似ビル3F	
事務所の借料損料	45,000	H31.4.24	一般財団法人北海道教育会館	前掲	
〃	45,000	R1.5.21	〃	〃	
〃	45,000	R1.6.21	〃	〃	
年末調整書類作成料	15,000	R1.7.23	杉浦千秀税理士事務所	札幌市白石区菊水元町3条1丁目5番5号　元町アパートメント201号室	
事務所の借料損料	45,000	R1.7.24	一般財団法人北海道教育会館	前掲	
社会保険書類作成等	16,200	R1.8.2	MORI行政書士・社会保険労務士事務所	札幌市中央区南20条西9丁目1番12号-401号	
事務所の借料損料	45,000	R1.8.26	一般財団法人北海道教育会館	前掲	
〃	45,000	R1.9.25	〃	〃	
〃	45,000	R1.10.23	〃	〃	
〃	45,000	R1.11.21	〃	〃	
〃	45,000	R1.12.20	〃	〃	
この頁の小計	657,600				
その他の支出	230,547				
合計	888,147				

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	組織活動費（　行事・会議費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
この頁の小計	*0*				
その他の支出	*1,500*				
合　　計	*1,500*				

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	組織活動費（　渉外費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
この頁の小計	*0*				
その他の支出	*10,000*				
合　　計	*10,000*				

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	その他の事業費（懇親会：南区の集い）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
会場費等	16,280	R1.8.9	真駒内総合福祉センター	札幌市南区真駒内幸町2丁目1-5	
つまみ等	18,464	R1.10.17	㈱ラルズ　ラルズマート真駒内店	札幌市南区真駒内幸町1丁目2-3	
オードブル代	34,208	R1.10.20	生活協同組合コープさっぽろ　ソシア店	札幌市南区川沿5-2-3	
ビール代	20,766	〃	㈱池田屋	札幌市南区真駒内泉町2丁目2番地	
演奏謝礼	20,000	〃	FMカンパニー（日本音楽協議会北海道支部）	札幌市中央区北4条西12丁目　ほくろうﾋﾞﾙ内　連合北海道書記局内	
お菓子代	10,500	〃	北の自然菜　柳月　コープ札幌　ソシア店	札幌市南区川沿5条2丁目3-10	
この頁の小計	120,218				
その他の支出	22,042				
合　　計	142,260				

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	その他の事業費（懇親会：西区の集い）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
会場費	*10,200*	R1.8.23	西町会館運営委員会	札幌市西区西町南9丁目2-2	
飲み物代	*39,940*	R1.11.5	卸売スーパー　現金問屋手稲店 ㈱津　司	札幌市手稲区前田4条7丁目1-1	
オードブル代	*30,000*	R1.11.9	医療法人社団健心会　就労支援センター ソエル	札幌市中央区北12条西15丁目1-8	
この頁の小計	*80,140*				
その他の支出	*15,636*				
合　　計	*95,776*				

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	その他の事業費（懇親会：中央区の集い）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
会場・食事代	*216,000*	R1.11.23	レストラン　ネオグラッチェ	札幌市中央区南3条西12丁目 北海道教育会館地下1階	
この頁の小計	*216,000*				
その他の支出	*8,480*				
合　　計	*224,480*				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用料に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※　該当する項目に「／」を付すこと。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和　2　年　4　月　10　日

政治団体の名称　　道下大樹連合後援会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名　　丹羽　敏夫　　印

※　「代表者の氏名　㊞」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

政治資金監査報告書

令和２年４月２日

道下大樹連合後援会
代表　西　本　美　嗣　殿

登録政治資金監査人　江本久美
登　録　番　号　第1813号
研修修了年月日　平成21年6月8日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、道下大樹連合後援会の令和１年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書にかかる支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、道下大樹連合後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、道下大樹連合後援会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　業務制限

道下大樹連合後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上